

○信濃町ホームページ広告掲載取扱要領

平成30年12月3日信濃町告示第96号

信濃町ホームページ広告掲載取扱要領

信濃町ホームページ広告掲載取扱要領（平成20年信濃町告示第8-2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、信濃町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、信濃町有料広告掲載取扱要綱（平成20年信濃町告示第8号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町ホームページ 信濃町が管理する公式ホームページをいう。
- （2）広告枠 広告を掲載するため、町ホームページ上に表示された区域をいう。
- （3）広告 文字又は画像で表示された情報で、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告主の基準）

第3条 広告主は、町内に事業所を有する法人、団体又は個人とする。

（広告枠の位置等）

第4条 広告枠の位置及び広告枠の数は、掲載するページのデザインを考慮し、総務課長が定めるものとする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

項目	規格
種類	バナー広告
サイズ	縦60ピクセル 横160ピクセル
容量	8キロバイト以内
画像形式	G I F形式（アニメーション、F L A S Hは不可）又はJ P E G形式

（広告の表現）

第6条 次の各号に掲げる表現を含んだ広告は、掲載を認めないものとする。

- （1）「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- （2）アラートマークを模した表現
- （3）テキストボックスを模した表現
- （4）プルダウンメニューを模した表現
- （5）広告が町ホームページのコンテンツの一部であると混同し又は閲覧者が町の事業であると錯誤するおそれのある表現
- （6）前各号に掲げるもののほか、町ホームページ上に掲載することが適当でないとして要綱第11条に規定する広告審査委員会が認める表現

（広告の基準）

第7条 町ホームページの利用者に適切な閲覧環境を提供するため、次の各号に掲げる事項を

遵守するものとする。

- (1) 画面の領域が切り替わるもの又は画面の点滅などの動きのあるものは使用しない。
- (2) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、要綱第9条の規定により広告掲載を申し込むものとする。

2 広告の掲載は、一広告枠につき一広告主とし、同一広告主が申し込める広告枠は、原則一広告枠限りとする。

(広告の掲載期間等)

第9条 広告の掲載期間は、次の各号のいずれかとする。ただし、町長が特に認めた場合は、掲載期間を短縮することができる。

- (1) 毎年度4月1日から6月間
- (2) 毎年度10月1日から6月間
- (3) 毎年度4月1日から12月間

2 広告の掲載時間は、掲載期間の初日の午前9時から、終了の日の午後5時までとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告掲載に関する契約をした広告主は、町長が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿に電子データを添えて町総務課に提出するものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、信濃町ホームページ広告掲載内容変更届（様式第1号）により、速やかに町長に届け出るものとする。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、信濃町ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

(広告主の責任等)

第12条 広告主は、広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済又は、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載料は、要綱第10条第3項の規定による広告掲載に関する契約後、町長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 徴収した掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき事由がなく町が掲載すべき広告を掲載しない期間が一日を超えると、要綱第13条の規定により広告の掲載を取り消したとき又は広告掲載料を還付する特別の事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

4 機器等の保守又は工事を行うときその他別に定めるときに町が町ホームページの運営を一時的停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 前条第3項の規定により、広告掲載料の返還を受けようとするときは、信濃町ホームページ広告掲載料金返還請求書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 広告掲載料の返還は、別表に定める金額を返還する。

(広告主の募集)

第15条 広告主の募集は、広告の貸付けの期間が終了したとき、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

2 町長は、広告主の募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(所管)

第16条 この要領を所管する係は、総務課まちづくり企画係とする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月3日から施行する。

別表(第14条関係)

区分	返還する金額
当該月中の不掲載の時間が3時間以上24時間未満のとき	60円
当該月中の不掲載の時間が24時間以上のとき ただし、30日を限度とする。	60円×日数

様式第1号(第11条関係)

信濃町ホームページ広告掲載内容変更届

年 月 日

信濃町長 様

広告主

年 月 日付けで決定しました広告の掲載内容について、下記により変更が生じたため、信濃町ホームページ広告掲載取扱要領第14条の規定に基づき提出します。

記

1 変更内容

様式第2号（第14条関係）

信濃町ホームページ広告掲載料返還請求書

年 月 日

信濃町長 様

広告主 ㊞

年 月 日付けで決定しました広告の掲載について、信濃町ホームページ広告掲載取扱要領第14条の規定に基づき掲載料の返還を請求します。

記

掲載決定期間	年 月から 年 月（ ヶ月）
掲載枠数	枠
リンク先URL	http://
広告掲載料 返還請求理由	
広告不掲載の期間	年 月 日から 年 月 日
広告不掲載の 時間及び日数	